

## 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法律で義務づけられた歯科健診として、母子保健法による1歳6か月児及び3歳児に対する乳幼児歯科健診、学校保健安全法による小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に対する学校歯科健診が行われている。

しかし、成人期における、健康増進法に基づく歯周疾患検診や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診の受診率は極めて低いものとなっている。また、労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断は有害業務に従事する労働者に限られているのが現状である。

近年、多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等について科学的な根拠が明らかになってきている。人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」や「オーラルフレイル対策」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組を推進することが盛り込まれた。

よって、国においては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項について措置されるよう強く要請する。

### 記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させ、国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実現と併せて、歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を国民に対して行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

沖縄県議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣  
（経済財政政策）  
内閣府特命担当大臣  
（沖縄及び北方対策）

宛て